

法第3条、第4条及び第7条の改正部分は下線部のとおり

土壌汚染対策法の主な改正の概要

- 対象物質：①有害物質を含む土壌を摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取することの2つの経路に着目し、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として政令で指定した26物質（特定有害物質）
- 仕組み

